

## 平成24年度 高松市自転車等駐車対策協議会

日時：平成25年1月25日（金）午前10時から

場所：高松市役所 11階 113会議室

### 会議次第

1. 開会

2. 議事
- (1) 会長・副会長の選任
  - (2) 新高松市自転車等駐車対策総合計画について（概要説明）
  - (3) 平成23, 24年度自転車等駐車対策事業について
  - (4) その他

3. 閉会

## 目 次

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 1   | 高松市自転車等駐車対策協議会委員名簿            | 1  |
| 2   | 平成23, 24年度自転車等駐車対策事業          |    |
| (1) | 放置自転車等対策関係の収支(決算)             | 2  |
| (2) | 自転車等駐車場の整備状況                  |    |
| ①   | 民間等による公共的自転車等駐車場整備状況(市街地中心部)  | 3  |
| ②   | 鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備状況             | 7  |
| ③   | 附置義務条例による自転車等駐車場整備状況          | 10 |
| ④   | サイクル&バスライド駐輪場の整備について          | 13 |
| (3) | 放置自転車等の警告・移送・保管・返還・再利用・処分等    |    |
|     | 警告・移送・保管・返還・再利用・処分等の事業概要      | 14 |
| (4) | 啓発活動                          |    |
|     | 啓発活動 一覧                       | 16 |
|     | その他 高松市自転車等の適正な利用に関する条例, 施行規則 |    |

1 高松市自転車等駐車対策協議会 委員名簿

(委員 15人)

|                    |                  |                 |        |   |
|--------------------|------------------|-----------------|--------|---|
| 学識経験者              | 香川大学             | 教育学部<br>教授      | 伊藤 裕康  | 継 |
|                    | 香川大学             | 連合法務研究科<br>教授   | 柴田 潤子  | 継 |
| 市民代表               | 高松市交通安全母の会連絡協議会  | 理事              | 岡田 久美子 | 継 |
|                    | 高松中央商店街振興組合連合会   | 専務理事            | 古山 和典  | 継 |
|                    | 高松市連合自治会連絡協議会    | 地域部会<br>副部会長    | 坂本 信孝  | 新 |
|                    | 財団法人高松市身体障害者協会   | 女性部長            | 井上 末子  | 継 |
|                    | 香川県自転車・軽自動車商協同組合 | 木田支部<br>副支部長    | 森澤 健次  | 継 |
|                    | 公募枠              |                 | 多田 純子  | 新 |
|                    | 公募枠              |                 | 瀧本 由紀美 | 新 |
|                    | 公募枠              |                 | 江村 敬子  | 新 |
| 鉄道事業者の<br>社員       | 四国旅客鉄道株式会社       | 業務課長            | 寺川 隆裕  | 継 |
|                    | 高松琴平電気鉄道株式会社     | 運輸サービス部<br>リーダー | 上野 真吾  | 新 |
| 香川県警察本部<br>の職員     | 香川県警察本部          | 交通規制課長          | 木村 義徳  | 継 |
| 道路を管理する<br>行政機関の職員 | 国土交通省香川河川国道事務所   | 副所長             | 香西 邦信  | 新 |
|                    | 香川県              | 道路課長            | 尼子 進   | 継 |

2 (1) 放置自転車等対策関係の収支(決算)

歳入(収入)

(単位:千円)

|  | H19年度   | H20年度   | H21年度   | H22年度   | H23年度   | ※前年比  |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 1 放置自転車等対策費委託金<br>管理区分が県にある道路等の放置自転車の撤去等を実施するために県から支払われる委託金  | 4,333   | 1,957   | 2,014   | 1,950   | 1,777   | 91.1  |
| 2 放置自転車等対策費収入<br>管理区分が民間にある道路等の放置自転車の撤去等を実施するために民間から支払われる負担金 | 535     | 420     | 316     | 287     | 293     | 102.1 |
| 3 放置自転車等移送保管料<br>条例等の規定に基づき移送保管した自転車等に対する移送保管料として徴収する金額      | 7,457   | 7,741   | 6,771   | 6,736   | 6,506   | 96.6  |
| 4 自転車等売払収入<br>所有権が市に帰属した移送自転車を売却した収入                         | 596     | 616     | 475     | 353     | 154     | 43.6  |
| 5 自転車等駐車場駐車料<br>自転車等駐車場事業により得た収入                             | 57,324  | 55,877  | 51,899  | 50,021  | 48,539  | 97.0  |
| 小 計  | 70,245  | 66,611  | 61,475  | 59,347  | 57,269  | 96.5  |
| 市費(一般財源)   | 57,481  | 60,781  | 59,584  | 66,292  | 65,693  | 99.1  |
| 合 計  | 127,726 | 127,392 | 121,059 | 125,639 | 122,962 | 97.9  |

歳出(支出)

(単位:千円)

|   | H19年度   | H20年度   | H21年度   | H22年度   | H23年度   | ※前年比  |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 1 自転車等駐車対策協議会費<br>自転車等駐車対策協議会の開催に要する経費        | 39      | 46      | 52      | 52      | 208     | 400.0 |
| 2 自転車等駐車場整備促進事業費<br>民間駐車場の整備, 管理運営を促進するための補助金 | 7,798   | 13,070  | 8,650   | 10,468  | 7,283   | 69.6  |
| 3 放置自転車等対策費<br>放置自転車の移送保管等に要する委託料など           | 42,761  | 42,867  | 42,122  | 44,346  | 46,823  | 105.6 |
| 4 自転車等駐車場整備, 管理費<br>市営自転車等駐車場の整備, 維持管理に要する経費  | 77,128  | 71,409  | 70,235  | 70,773  | 68,648  | 97.0  |
| 合 計   | 127,726 | 127,392 | 121,059 | 125,639 | 122,962 | 97.9  |

※前年比 H22年度を100とした場合の, H23年度の数値(パーセント)

2 (2) ① 民間等による公共的自転車等駐車場整備状況 (市街地中心部)

平成25年1月末現在

| 施設名<br>(自転車等駐車場) | 事業主体          | 補助金 | 工事着手       | 工事完了        | 供用開始       | 面積     |        | 収容能力<br>(台) | 備考  |
|------------------|---------------|-----|------------|-------------|------------|--------|--------|-------------|-----|
|                  |               |     |            |             |            | (m)    | (坪)    |             |     |
| 1 常磐町商店街         | 常磐町商店街振興組合    | 有   | H11. 11. 1 | H11. 11. 30 | H11. 12. 1 | 95. 6  | 29. 0  | 68          | 更 地 |
| 2 田町商店街          | 田町商店街振興組合     | 有   | H15. 10. 1 | H15. 10. 25 | H15. 11. 1 | 30. 8  | 9. 0   | 30          | 空店舗 |
| 3 兵庫町商店街第2       | 兵庫町商店街振興組合    | 有   | H20. 5. 1  | H20. 5. 25  | H20. 6. 1  | 65. 5  | 20. 0  | 50          | 空店舗 |
| 4 ライオン通り商店街      | ライオン通り商店街振興組合 | 有   | H20. 5. 16 | H20. 5. 31  | H20. 6. 1  | 94. 1  | 28. 5  | 66          | 更 地 |
| 5 南新町商店街         | 南新町商店街振興組合    | 有   | H21. 3. 13 | H21. 4. 30  | H21. 5. 1  | 79. 7  | 24. 0  | 39          | 空店舗 |
| 6 ライオン通り商店街第2    | ライオン通り商店街振興組合 | 有   | H22. 7. 5  | H22. 7. 29  | H22. 8. 1  | 29. 8  | 9. 0   | 30          | 更 地 |
| 7 兵庫町商店街第3       | 兵庫町商店街振興組合    | 有   | H24. 11. 1 | H24. 11. 29 | H24. 12. 1 | 80. 7  | 24. 0  | 50          | 更 地 |
| 計                |               |     |            |             |            | 476. 2 | 143. 5 | 333         |     |

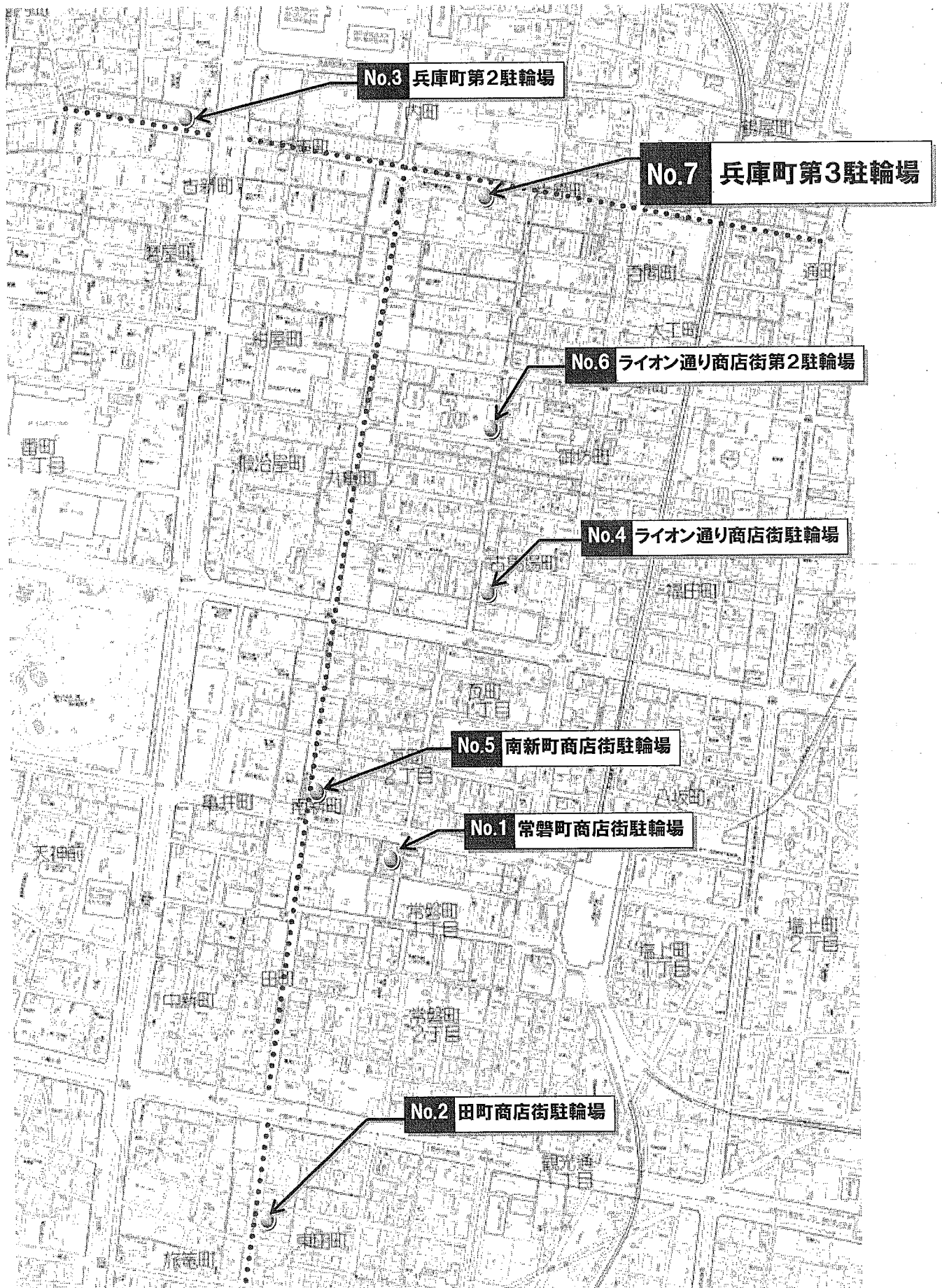
補助金交付事業：「高松市自転車等駐車場施設整備等事業補助金交付要綱」平成11年7月12日施行（85%以内）

民間事業者が実施する公共的自転車等駐車場の整備・管理運営事業に資金面で支援する施策

平成22年度に実施された事業仕分けを受け、平成23年度から補助率85%以内→67%以内に引き下げて運用

市街地中心部における市営自転車駐車場（駅周辺を除く）

| 施設名            | 事業主体 | 供用開始       | 面積 (m) | 収容能力 | 備考 |
|----------------|------|------------|--------|------|----|
| 1 田町自転車等駐車場    | 高松市  | H12. 3. 1  | 65. 0  | 55   |    |
| 2 南部駐車場内自転車駐車場 | 高松市  | H24. 7. 11 | 87. 5  | 70   |    |



|       |                 |
|-------|-----------------|
| 名 称   | 兵庫町商店街第3自転車等駐車場 |
| 供用開始日 | 平成24年12月1日      |
| 収容台数  | 50台             |
| 事業主体  | 高松市兵庫町商店街振興組合   |

## 駐車状況

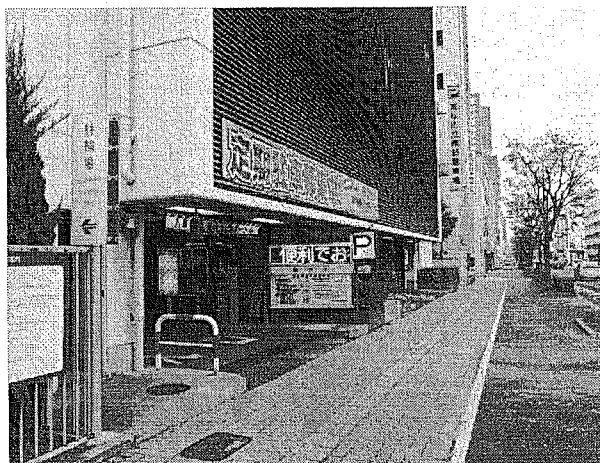


|       |               |
|-------|---------------|
| 名 称   | 南部駐車場内自転車等駐車場 |
| 供用開始日 | 平成24年7月11日    |
| 収容台数  | 70台           |
| 事業主体  | 高松市           |

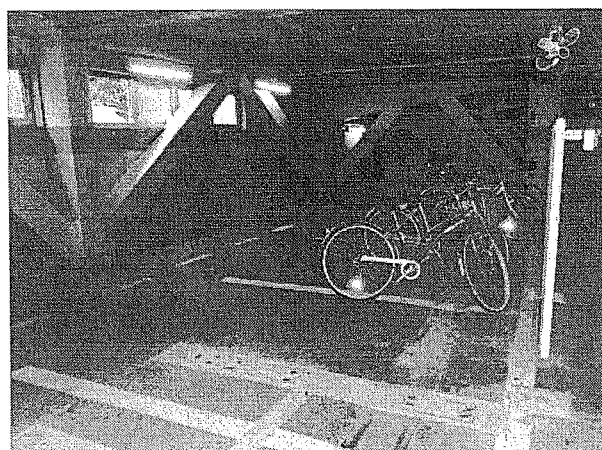
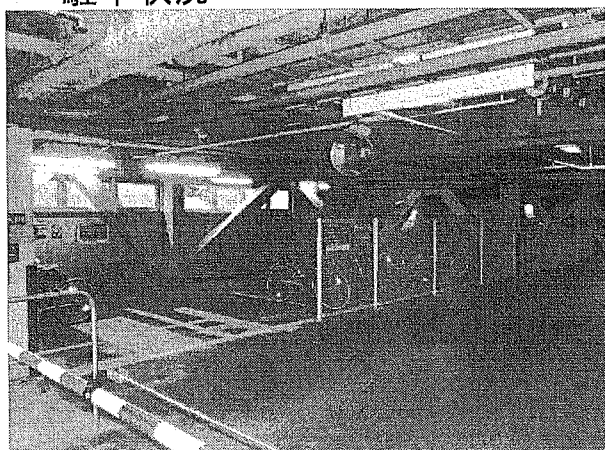
遠 景



近 景



駐車状況





2 (2) ② 鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備状況（民営・民間含む）

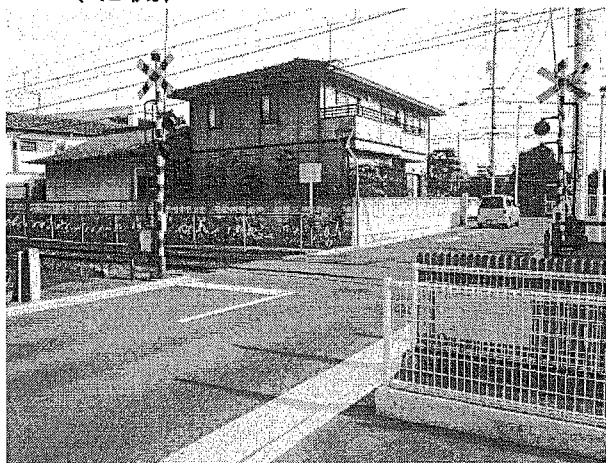
| 路線名     | 駅番号   | 駅名     | H24.4総合計画の実数  |        |            |                   | 計画後増減 |     | 現在           |                   | 備考<br>(平成23年10月以降変更内訳等) | 現在<br>整備予定等       |
|---------|-------|--------|---------------|--------|------------|-------------------|-------|-----|--------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
|         |       |        | H23駐車<br>需要台数 | 収容能力   | 将来<br>需要台数 | d<br>(c-b)<br>d≥0 | e     | f   | g<br>(b+e-f) | h<br>(c-g)<br>h≥0 |                         |                   |
| J R 予讃線 | 1     | 高松     | 1,924         | 2,707  | 2,252      | 0                 | 0     | 0   | 2,707        | 0                 |                         |                   |
|         | 2     | 香西     | 154           | 190    | 181        | 0                 | 0     | 0   | 190          | 0                 |                         |                   |
|         | 3     | 鬼無     | 204           | 300    | 239        | 0                 | 0     | 0   | 300          | 0                 |                         |                   |
|         | 4     | 端岡     | 461           | 750    | 540        | 0                 | 0     | 0   | 750          | 0                 |                         |                   |
|         | 5     | 国分     | 139           | 200    | 163        | 0                 | 0     | 0   | 200          | 0                 |                         |                   |
| J R 高德線 | 6     | 昭和町    | 91            | 140    | 107        | 0                 | 0     | 0   | 140          | 0                 |                         |                   |
|         | 7     | 栗林公園北口 | 146           | 200    | 171        | 0                 | 0     | 0   | 200          | 0                 |                         |                   |
|         | 8     | 栗林     | 277           | 600    | 325        | 0                 | 0     | 0   | 600          | 0                 |                         |                   |
|         | 9     | 木太町    | 139           | 180    | 163        | 0                 | 0     | 0   | 180          | 0                 |                         |                   |
|         | 10    | 屋島     | 269           | 360    | 315        | 0                 | 0     | 0   | 360          | 0                 |                         |                   |
|         | 11    | 古高松南   | 75            | 70     | 88         | 18                | 0     | 0   | 70           | 18                |                         |                   |
|         | 12    | 八栗口    | 74            | 110    | 87         | 0                 | 0     | 0   | 110          | 0                 |                         |                   |
|         | 13    | 讃岐牟礼   | 41            | 80     | 48         | 0                 | 0     | 0   | 80           | 0                 |                         |                   |
|         | 14    | 高松築港   | 0             | 0      | 0          | 0                 | 0     | 0   | 0            | 0                 |                         |                   |
|         | 15    | 片原町    | 164           | 216    | 192        | 0                 | 0     | 0   | 216          | 0                 |                         |                   |
|         | 16    | 瓦町     | 899           | 2,212  | 1,052      | 0                 | 0     | 0   | 2,212        | 0                 |                         |                   |
|         | 17    | 栗林公園   | 53            | 188    | 63         | 0                 | 0     | 0   | 188          | 0                 |                         |                   |
|         | 琴電琴平線 | 18     | 三条            | 233    | 390        | 273               | 0     | 0   | 0            | 390               | 0                       |                   |
| 19      |       | 太田     | 472           | 555    | 553        | 0                 | 0     | 0   | 555          | 0                 |                         |                   |
| 20      |       | 仏生山    | 504           | 500    | 590        | 200               | 0     | 0   | 500          | 200               | ※別枠                     | 駅前整備関連            |
| 21      |       | 空港通り   | 175           | 250    | 205        | 0                 | 0     | 0   | 250          | 0                 |                         |                   |
| 22      |       | 一宮     | 226           | 370    | 265        | 0                 | 0     | 0   | 370          | 0                 |                         |                   |
| 23      |       | 円座     | 219           | 270    | 257        | 0                 | 0     | 0   | 270          | 0                 |                         |                   |
| 24      |       | 岡本     | 130           | 130    | 153        | 23                | 0     | 0   | 130          | 23                |                         |                   |
| 25      |       | 今橋     | 49            | 90     | 58         | 0                 | 0     | 0   | 90           | 0                 |                         |                   |
| 26      |       | 松島二丁目  | 35            | 50     | 41         | 0                 | 0     | 0   | 50           | 0                 |                         |                   |
| 琴電志度線   |       | 27     | 沖松島           | 48     | 30         | 57                | 27    | 40  | 0            | 70                | 0                       | H25.1 40台（斎場公園第2） |
|         | 28    | 春日川    | 22            | 40     | 26         | 0                 | 0     | 0   | 40           | 0                 |                         |                   |
|         | 29    | 潟元     | 212           | 270    | 249        | 0                 | 0     | 0   | 270          | 0                 |                         |                   |
|         | 30    | 琴電屋島   | 58            | 100    | 68         | 0                 | 0     | 0   | 100          | 0                 |                         |                   |
|         | 31    | 古高松    | 78            | 112    | 92         | 0                 | 0     | 0   | 112          | 0                 |                         |                   |
|         | 32    | 八栗     | 144           | 350    | 169        | 0                 | 0     | 200 | 150          | 19                |                         | H25               |
|         | 33    | 六万寺    | 50            | 60     | 59         | 0                 | 0     | 0   | 60           | 0                 |                         |                   |
|         | 34    | 大町     | 10            | 80     | 12         | 0                 | 0     | 0   | 80           | 0                 |                         |                   |
|         | 35    | 八栗新道   | 0             | 10     | 0          | 0                 | 0     | 10  | 0            | 0                 | 注1                      | H26               |
|         | 36    | 塩屋     | 16            | 50     | 19         | 0                 | 0     | 0   | 50           | 0                 |                         |                   |
|         | 37    | 房前     | 0             | 0      | 0          | 0                 | 0     | 0   | 0            | 0                 |                         |                   |
|         | 38    | 原      | 8             | 15     | 10         | 0                 | 0     | 0   | 15           | 0                 |                         |                   |
| 琴電長尾線   | 39    | 花園     | 100           | 100    | 117        | 17                | 0     | 0   | 100          | 17                |                         |                   |
|         | 40    | 林道     | 228           | 220    | 267        | 47                | 0     | 0   | 220          | 47                |                         |                   |
|         | 41    | 木太東口   | 106           | 90     | 125        | 35                | 0     | 0   | 90           | 35                |                         |                   |
|         | 42    | 元山     | 53            | 45     | 63         | 18                | 90    | 0   | 135          | 0                 | H24.2 90台               |                   |
|         | 43    | 水田     | 186           | 200    | 218        | 18                | 0     | 0   | 200          | 18                |                         |                   |
|         | 44    | 西前田    | 16            | 40     | 19         | 0                 | 0     | 0   | 40           | 0                 |                         |                   |
|         | 45    | 高田     | 179           | 230    | 210        | 0                 | 0     | 0   | 230          | 0                 |                         |                   |
| 合計      |       |        | 8,667         | 13,150 | 10,161     | 403               | 130   | 210 | 13,070       | 377               |                         |                   |

注1) 現在、未舗装の空き地を暫定的に自転車を駐車するスペースとして活用している。（約20台駐輪可能）  
将来、改めて整備工事を行う予定。

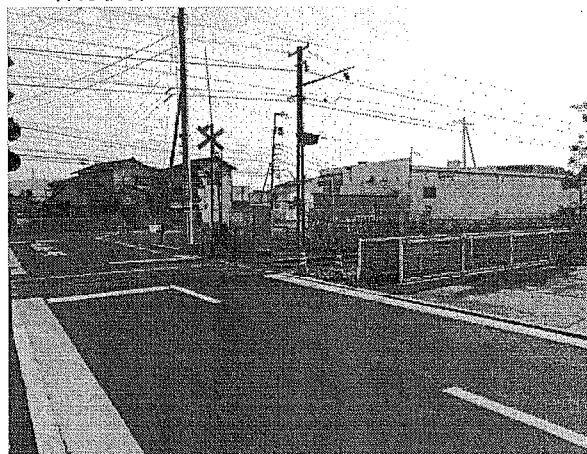
|       |              |
|-------|--------------|
| 名 称   | 琴電元山駅自転車等駐車場 |
| 供用開始日 | 平成24年2月13日   |
| 収容台数  | 90台          |
| 事業主体  | 高松市          |

遠 景

(北側)

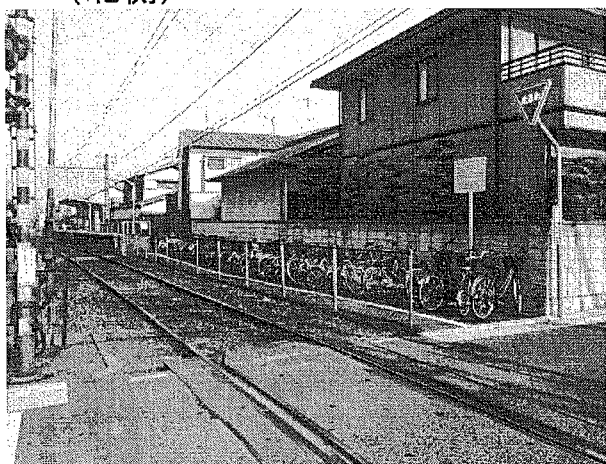


(南側)

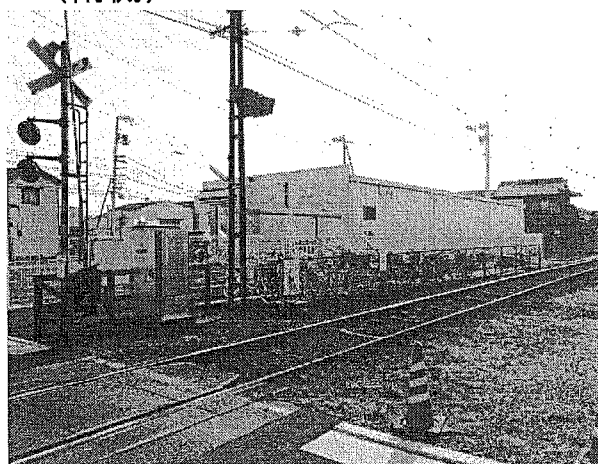


近 景

(北側)



(南側)

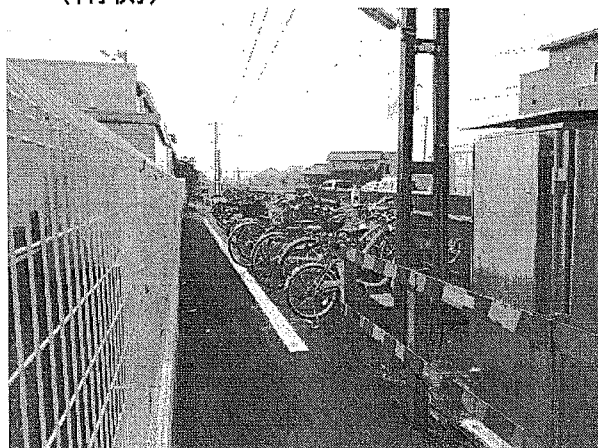


駐輪状況

(北側)

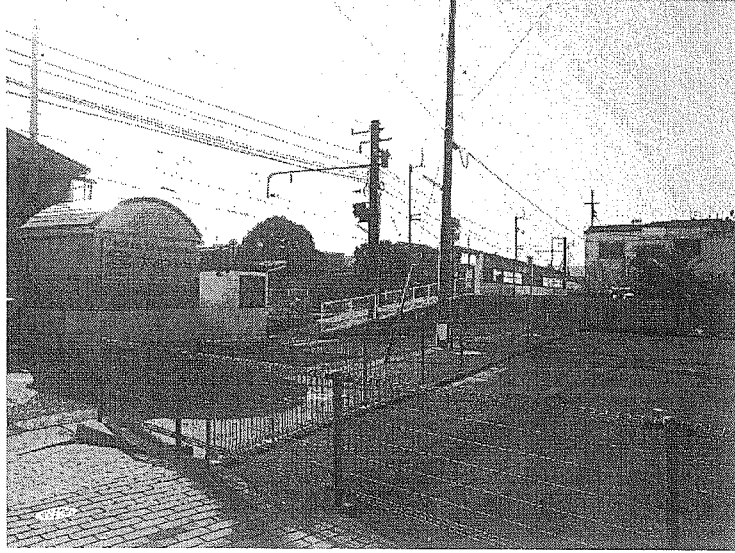


(南側)

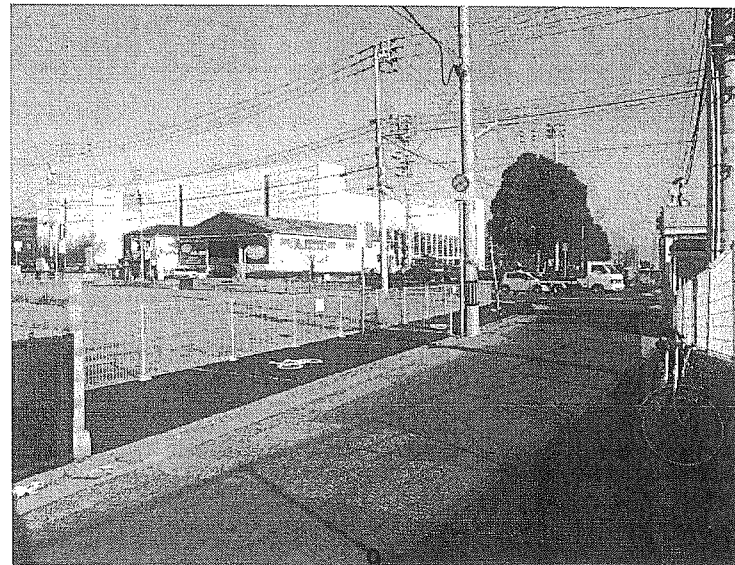
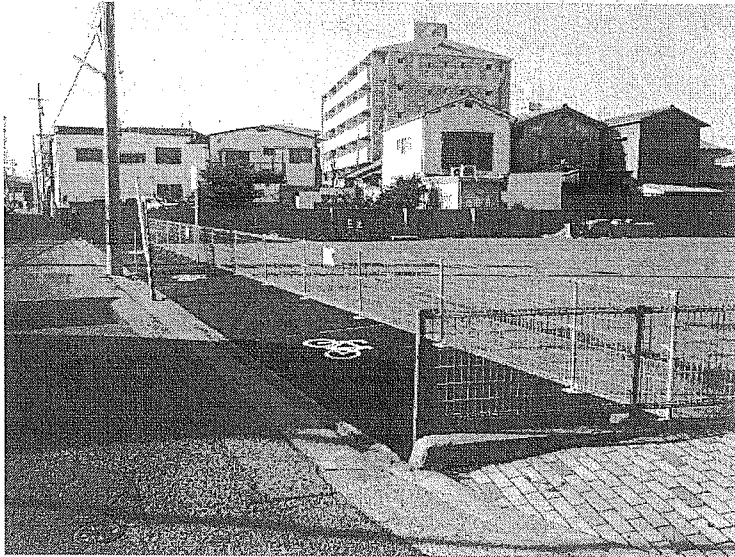


|       |                        |
|-------|------------------------|
| 名 称   | 斎場公園第2自転車等駐車場(琴電沖松島駅前) |
| 供用開始日 | 平成25年1月8日              |
| 収容台数  | 40台                    |
| 事業主体  | 高松市                    |

遠景



近景



2 (2) ③ 附置義務条例による自転車等駐車場整備状況

附置義務条例の一部改定の概要

| <p>1 件名<br/>高松市自転車等の適正な利用に関する条例の一部改正</p>  |                     |                      |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
|---|---------------------|----------------------|----|------------|--------------|----------------|-------------------|---------------------|---|-------------------|---------------------|--|-------------------|---------------------|-----|---------------------|----------------------|-----------|--------|----------|
| <p>2 理由および施行<br/>自転車等駐車場を設置しなければならない自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設（以下「特定施設」という。）の範囲を見直すため、改正するもの<br/>平成24年7月1日から施行</p>  |                     |                      |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| <p>3 内容<br/>(1) 新築または増築の場合に自転車等駐車場を設置しなければならない特定施設として事務所および共同住宅または長屋を加えることに合わせ、現在は規則で定めている自転車等駐車場の収容台数の基準について、次のとおり条例で規定することとするもの (第8条, 別表関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>新築または増築の規模</th> <th>自転車等の収容台数の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞踏場, 遊技場または展示場</td> <td>延べ面積 300 平方メートル以上</td> <td>延べ面積 15 平方メートルにつき1台</td> </tr> <tr> <td>百貨店, マーケット, 飲食店, 小売店舗, 観覧場, 劇場, 映画館, 演芸場, 集会場, 病院, 診療所または各種学校</td> <td>延べ面積 400 平方メートル以上</td> <td>延べ面積 20 平方メートルにつき1台</td> </tr> <tr> <td>銀行その他の金融機関, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, 水泳場, スポーツの練習場または体育館</td> <td>延べ面積 500 平方メートル以上</td> <td>延べ面積 25 平方メートルにつき1台</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>延べ面積 2,000 平方メートル以上</td> <td>延べ面積 100 平方メートルにつき1台</td> </tr> <tr> <td>共同住宅または長屋</td> <td>20 戸以上</td> <td>1 戸につき1台</td> </tr> </tbody> </table> |                     |                      | 用途 | 新築または増築の規模 | 自転車等の収容台数の割合 | 舞踏場, 遊技場または展示場 | 延べ面積 300 平方メートル以上 | 延べ面積 15 平方メートルにつき1台 | 百貨店, マーケット, 飲食店, 小売店舗, 観覧場, 劇場, 映画館, 演芸場, 集会場, 病院, 診療所または各種学校 | 延べ面積 400 平方メートル以上 | 延べ面積 20 平方メートルにつき1台 | 銀行その他の金融機関, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, 水泳場, スポーツの練習場または体育館 | 延べ面積 500 平方メートル以上 | 延べ面積 25 平方メートルにつき1台 | 事務所 | 延べ面積 2,000 平方メートル以上 | 延べ面積 100 平方メートルにつき1台 | 共同住宅または長屋 | 20 戸以上 | 1 戸につき1台 |
| 用途  | 新築または増築の規模          | 自転車等の収容台数の割合         |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| 舞踏場, 遊技場または展示場  | 延べ面積 300 平方メートル以上   | 延べ面積 15 平方メートルにつき1台  |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| 百貨店, マーケット, 飲食店, 小売店舗, 観覧場, 劇場, 映画館, 演芸場, 集会場, 病院, 診療所または各種学校   | 延べ面積 400 平方メートル以上   | 延べ面積 20 平方メートルにつき1台  |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| 銀行その他の金融機関, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, 水泳場, スポーツの練習場または体育館  | 延べ面積 500 平方メートル以上   | 延べ面積 25 平方メートルにつき1台  |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| 事務所   | 延べ面積 2,000 平方メートル以上 | 延べ面積 100 平方メートルにつき1台 |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| 共同住宅または長屋   | 20 戸以上              | 1 戸につき1台             |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| <p>(2) 2以上の用途に供する特定施設（以下「複合用途施設」という。）に係る自転車等駐車場の規模の算定方法の特例を定めるもの (第9条関係)</p>  |                     |                      |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| <p>(3) 延べ面積が 5,000 m<sup>2</sup>を超える特定施設または複合用途施設に係る自転車等駐車場の規模の算定方法の特例を定めるもの (第9条の2関係)</p>  |                     |                      |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |
| <p>(4) (1)～(3)の規定は平成24年7月1日以後に特定施設の新築または増築に着手する者について適用する旨の経過措置を講ずるもの (附則第2項関係)</p>  |                     |                      |    |            |              |                |                   |                     |   |                   |                     |  |                   |                     |     |                     |                      |           |        |          |

| 単位      | (件数)   |  |     |          |    |        | (台数)   |        |
|---------|--|--|-----|----------|----|--------|--------|--------|
| 用途      | 百貨店, マーケット, 飲食店, 小売店舗, 観覧場, 劇場, 映画館, 演芸場, 集会場, 病院, 診療所, 各種学校 | 銀行その他の金融機関, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場, 体育館 | 事務所 | 共同住宅, 長屋 | 計  | 附置義務台数 | 設置台数   |        |
| 年度 2~10 | 2  | 50   | 10  |          | 62 | 5,513  | 5,997  |        |
| 11      |  | 6  | 1   |          | 7  | 517    | 525    |        |
| 12      |  | 5  |     |          | 5  | 212    | 218    |        |
| 13      | 1  | 7  | 1   |          | 9  | 1,801  | 1,826  |        |
| 14      |  | 5  |     |          | 5  | 259    | 308    |        |
| 15      |  | 3  |     |          | 3  | 279    | 279    |        |
| 16      |  | 3  | 1   |          | 4  | 318    | 320    |        |
| 17      |  |  |     |          | 0  | 31     | 33     |        |
| 18      |  | 1  |     |          | 1  | 385    | 432    |        |
| 19      |  |  |     |          | 0  | 0      | 0      |        |
| 20      |  |  |     |          | 0  | 0      | 0      |        |
| 21      |  | 7  | 1   |          | 8  | 748    | 749    |        |
| 22      |  | 2  |     |          | 2  | 48     | 48     |        |
| 23      |  | 1  |     |          | 1  | 600    | 600    |        |
| 24      |  | 1  |     | 3        | 4  | 424    | 576    |        |
| 計       | 3  | 91   | 14  | 0        | 3  | 111    | 11,135 | 11,911 |

(参考)

- 1 根拠: 「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」および「同条例施行規則」
- 2 概要: 商業地域および近隣商業地域に大量の駐輪需要を発生させる施設を新築・増築する際, 必要な駐輪場を整備する。
- 3 手順: 事前協議 → 申請 → 審査・回答 → 整備・報告 → 確認検査

※平成24年3月に, 附置義務駐輪場に係る条例を改正した。(平成24年7月1日施行)

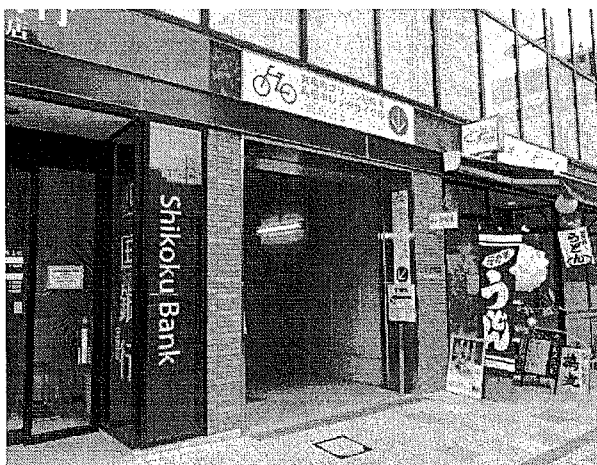
○改正のポイント: 対象となる建物の用途に, 事務所, 共同住宅および長屋を追加した。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 名 称   | 丸亀町グリーン駐輪場(附置義務)                 |
| 供用開始日 | 平成24年4月                          |
| 収容台数  | 600台(平置, 2段式)                    |
| 事業主体  | 丸亀町グリーン                          |
| その他   | 高松市丸亀町レンタサイクルポート(100台)を併設(H24.7) |

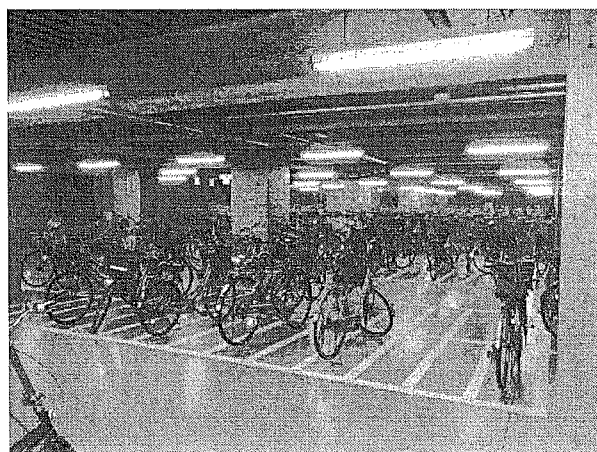
遠景



近景



駐車状況



2 (2) ④ サイクル&バスライド駐輪場の整備について

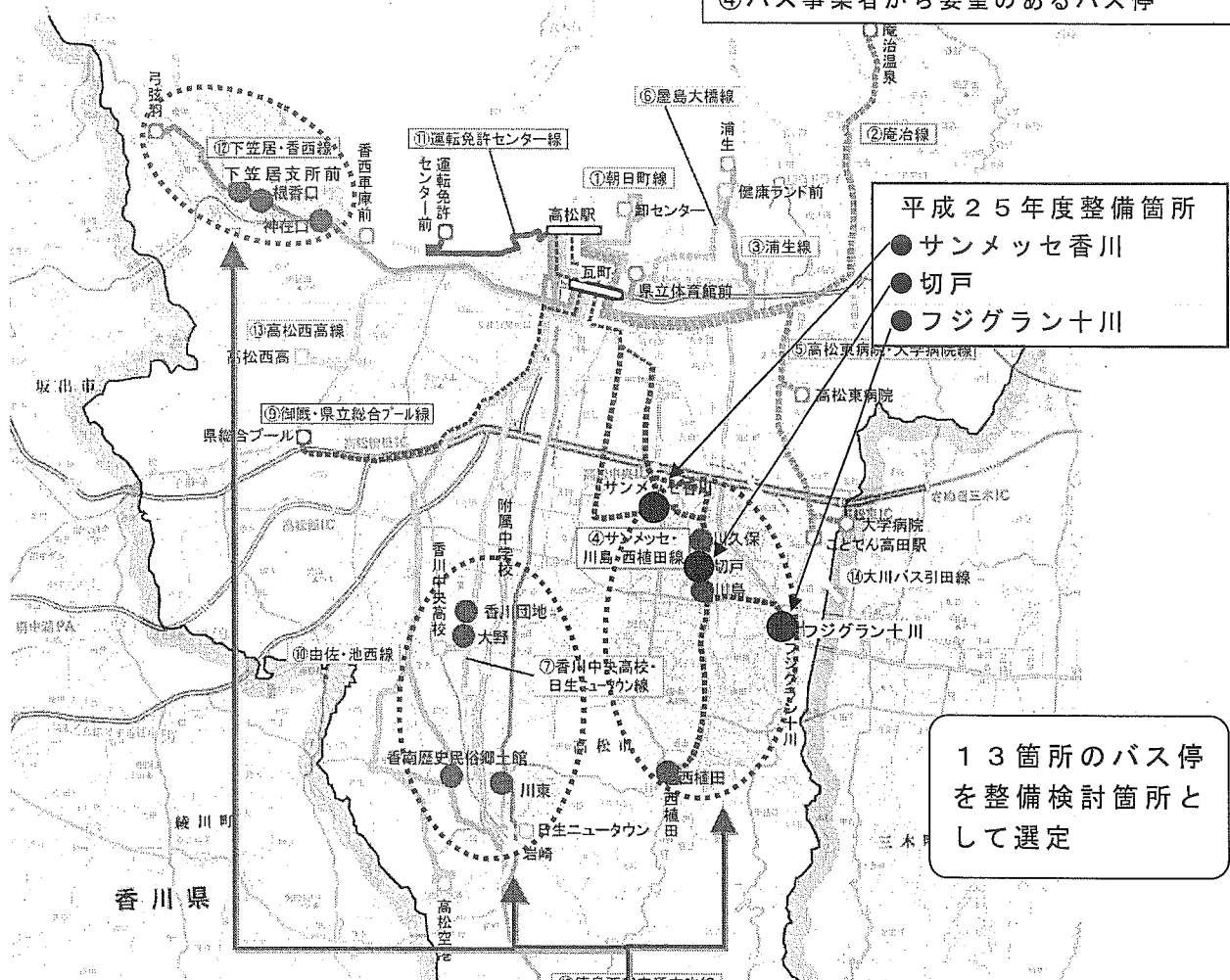
新たな駐車対策への取り組みとして、市街地中心部から5km圏外の郊外部において、自宅から鉄道駅までが遠く、バス路線が唯一の公共交通である地区を対象として、主要なバス停留所周辺の商業施設などを活用したサイクル&バスライド駐輪場を整備することにより、バス利用の利便性を高め、他の交通手段からバスへの利用転換を促進します。

■ サイクル&バスライドとは？

自転車で最寄のバス停留所まで来て、バスに乗り換え目的地までバス交通を利用すること。

バス停選定の視点

- ① サイクル&バスライド検討エリア
- ② 利用者の多いバス停
- ③ 放置自転車があるバス停
- ④ バス事業者から要望のあるバス停

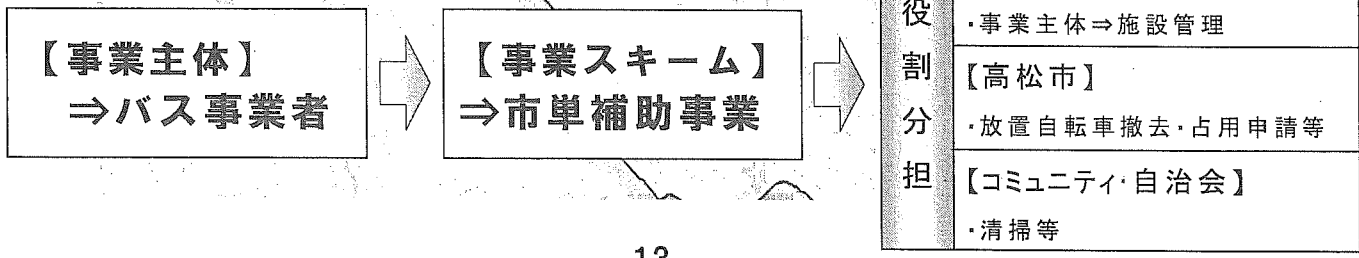


平成25年度整備箇所  
 ● サンメッセ香川  
 ● 切戸  
 ● フジグラン十川

13箇所のバス停を整備検討箇所として選定

中心部から5km圏外の3つのエリアにおいてサイクル&バスライド駐輪場の整備を推進

事業スキーム



2 (3) 警告・移送・保管・返還・再利用・処分等の事業概要

I 高松市関係

i ボランティア整理員等による整理活動（高松市自転車整理ボランティア会設置要綱）

- 高松市では、駐輪場や放置自転車が多い地域において、自転車の整理等を行う自転車整理ボランティアを募集し、約15人が各地域で活動している。
- また、各地区の交通安全母の会が、鉄道駅に設置している駐輪場の清掃および自転車の整頓作業を行っている。

ii 警告・移送について（高松市自転車等の適正な利用に関する条例，規則）

- ア 禁止区域（10箇所）：サンポート高松・JR高松駅周辺・中央通り・美術館通り・  
琴電瓦町駅周辺・琴電栗林公園駅周辺・JR端岡駅周辺・  
JR栗林駅周辺・琴電片原町駅周辺・国道11号

警告後2時間以上の放置で移送の対象

- H15・8 高松駅で早朝の撤去活動を開始
- H15・10 瓦町駅周辺で、早朝の撤去活動を開始
- H16・11 琴電栗林公園駅周辺を禁止区域に指定
- H18・7 JR端岡駅周辺を禁止区域に指定
- H19・7 JR栗林駅周辺を禁止区域に指定
- H22・9 琴電片原町駅周辺を禁止区域に指定
- ※ H24・4 国道11号（中央通り～フェリー通り）を禁止区域に指定  
4月～6月 禁止区域の指定・撤去活動について周知啓発
- H24・7 放置自転車等撤去作業開始（施行）

イ 整理区域（0箇所）

警告後2日以上の放置で移送の対象

- H19・6 JR栗林駅周辺の整理区域を廃止
- H22・9 琴電片原町駅周辺の整理区域を廃止

ウ 駐輪場内：公共的駐輪場（69箇所）

- 警告後7日以上での放置で移送の対象  
1月1回作業を実施

エ その他区域：ア～ウ以外の高松市が管理する道路・公園等

- 警告後7日以上での放置で移送の対象  
パトロール及び住民等からの通報により対応

iii 保管・返還（高松市自転車等の適正な利用に関する条例，規則）

- 保管は、錦町保管所（大的場こ線橋下）で保管（移送告示から60日間）している。
- 毎週月から金曜（祝・年末年始除く）の午前9時から午後5時30分まで返還業務を実施
- 返還時には、住所氏名を確認し移送保管料（自転車：1500円，バイク：2500円）を徴収
- H16・4 返還時間の延長 「午後4時30分まで」から「午後5時30分まで」に延長した。

iv 再利用

- ア レンタサイクル自転車：高松市が行うレンタサイクル事業に利用
- イ リサイクル自転車：公用自転車として利用・観光協会などへ貸与
- ウ 一般販売：契約団体（高松市自転車リサイクル推進協会）を通じ一般販売
- エ その他：東日本大震災の復興支援として寄贈

v 処分

未返還車両のうち、自転車として再利用が困難なものについては、再利用車用に部品取りを行い、残りは鉄資源として活用する。

放置自転車年度別一覧

|     | 平成19年度    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |     |
|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 警告  | 72,725    | 75,719 | 68,440 | 66,385 | 67,814 |     |
| 撤去  | 9,269     | 8,884  | 8,035  | 7,729  | 7,685  |     |
| 返還  | 4,808     | 5,017  | 4,424  | 4,346  | 4,240  |     |
| 返還率 | 51.9%     | 56.5%  | 55.1%  | 56.2%  | 55.2%  |     |
| 再利用 | レンタサイクル   | 50     | 55     | 61     | 200    | 105 |
|     | リサイクル     | 46     | 58     | 28     | 14     | 22  |
|     | 一般販売      | 596    | 616    | 403    | 353    | 154 |
|     | その他（震災支援） | 0      | 0      | 0      | 0      | 104 |
| 処分  | 4,182     | 4,694  | 3,914  | 3,881  | 4,238  |     |



II その他関係機関

i 国土交通省

国道11号, 30号, 32号(禁止区域を除く)において, 放置自転車への警告, 撤去を実施。

平成24年度 撤去台数 20台

ii 香川県(高松土木)

パトロールにより放置自転車を発見した場合は, 随時警告を実施。

平成24年度 警告貼付台数 101台, 撤去台数 68台

iii JR四国

栗林公園北口駅において, 一斉整理及び撤去を実施。(H24.8)

平成24年度 香西・鬼無・端岡・国分・昭和町・栗林公園北口・栗林・木太町・屋島・古高松南・八栗口・讃岐牟礼の各駅周辺において, 巡回時に自転車の整理と駐輪場利用の啓発活動を実施。

iv 琴電

八栗駅駐輪場において, 利用マナーに関するポスターを掲示。(H24.5)

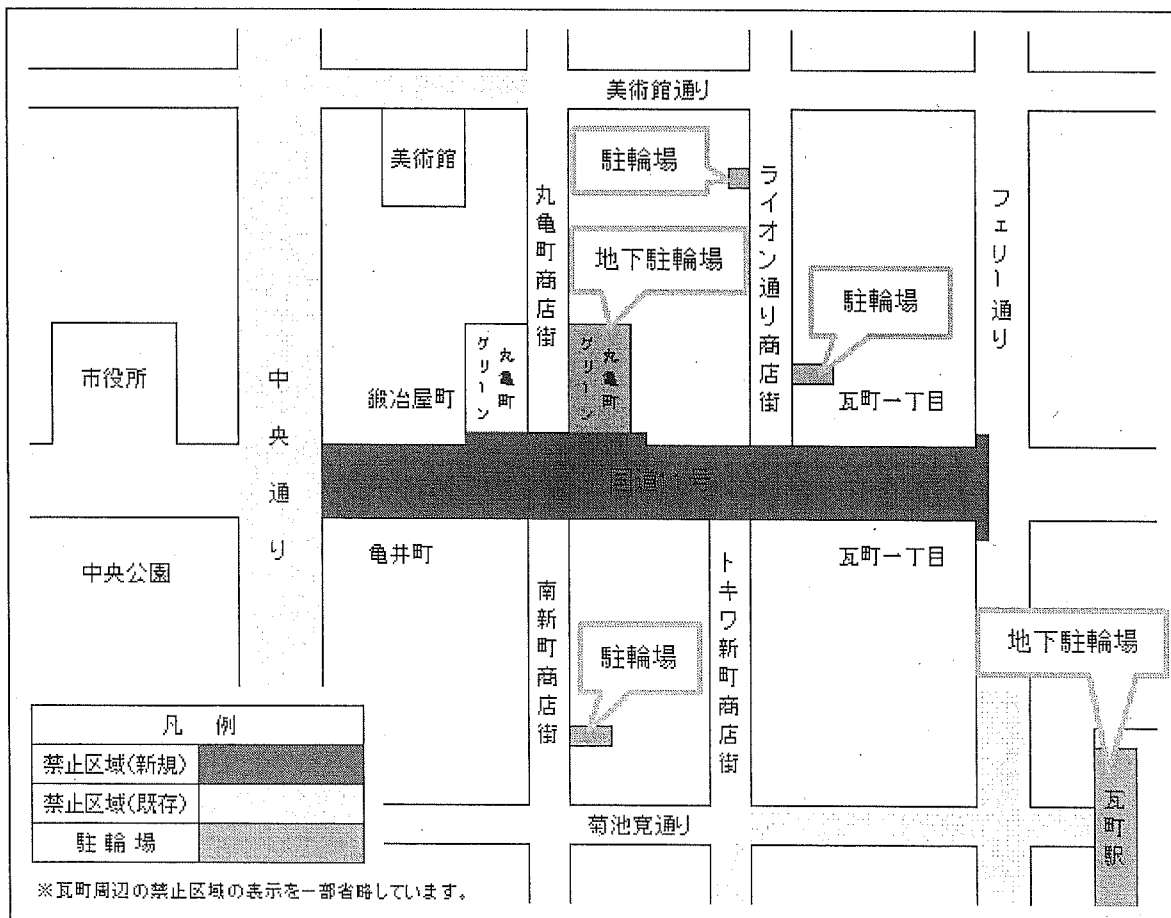
仏生山駅前駐輪場において, 区画外駐輪への注意喚起チラシ貼付。

平成24年度 花園駅(長尾線)21台・元山駅(長尾線)9台・今橋駅(志度線)8台 放置自転車の撤去(計38台)を実施。

v 自転車軽自動車商協同組合・各小売商

放置自転車対策に関する啓発活動を効果的に推進するため, 自転車の販売時に啓発用パンフレットを配布した。(平成24年度から実施)

○国道11号(中央通り~フェリー通り)の禁止区域図



2 (4) 啓発活動 一覧

| 事業内容   | 事業主体等                         |
|--|-------------------------------|
| 幹線道路の横断歩道橋などに放置自転車の防止を呼びかける横断幕（10箇所）を設置している。                                   | 高松市<br>高松市交通安全都市推進協議会         |
| インターネットの市役所ホームページにおいて放置自転車対策に関する事項を掲載し啓発している。                                  | 高松市                           |
| 市外からの転入者に配布するために市が作成している「たかまつ・くらしのガイド」に放置自転車対策に関する事項を掲載し周知を図っている。              | 高松市                           |
| 放置自転車の禁止区域において委託事業者が警告・撤去の作業中、車両に取り付けているスピーカーから放置自転車の防止について放送・啓発している。          | 高松市                           |
| 放置自転車の禁止区域に標識・路面表示を設置し放置自転車の禁止を呼びかけている。  | 高松市                           |
| 高松中央商店街クリーン作戦を年間4回（5/24. 7/25. 9/27. 12/11）実施し、放置自転車の防止を呼びかけるとともに、撤去作業を行った。    | 高松市・消防警察<br>商店街振興組合           |
| 自転車販売時に啓発用パンフレットを配布した。   | 自転車軽自動車商協同組合、各小売商             |
| ※ 高松市が行う交通安全教室において放置自転車の防止に関する教育を実施。（H24年度中に、交通安全教室で配布する教本の改定を行う予定）            | 高松市                           |
| 市の施策・お知らせなどについて内全戸に配布するために市が作成している「広報たかまつ」に放置自転車対策に関する事項を掲載し周知を図った。（年1回：2月1日号） | 高松市                           |
| イベント（春の交通安全運動出発式・高松春の祭り交通安全フェア・交通安全啓発ロビー展）を開催し、市民に放置自転車の防止について呼びかけた。           | 高松市交通安全都市推進協議会<br>香川県交通安全県民会議 |

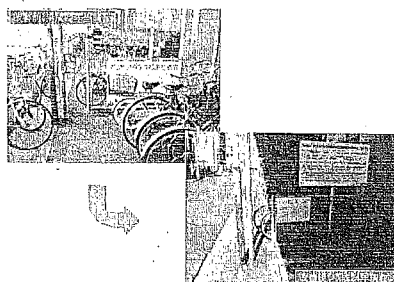
※交通安全教室で配布する教本の改定版（案）

放置自転車とは(迷惑駐輪)

自転車駐車場(駐輪場)以外の場所に置き、自転車を利用者がすぐに移動することができないものを放置自転車といいます。これは、長期に置かれたものだけでなく、通勤通学のために駅前等に置かれたものや買い物などのため一時的に置かれたものも含まれます。

ルールを守って使えば、手軽で利便性が高く、環境にも優しい、素晴らしい交通手段となる自転車ですが、放置自転車になると、歩行者や車両などの通行の妨げになってしまいます。特にお年寄りや子供、障害を持った方などにとっては、大変迷惑で危険となり、災害時の救急・消防活動などにも支障が出ます。

また、街並みの風景景観が悪くなり、高松市のイメージが悪くなります。



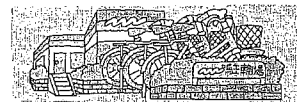
自転車を止めるときには・・・駐輪場へ！

みなさんが自転車を止めるときには、道路上に止めず、目的地かその近くの駐輪場へ置くようにしましょう。放置自転車のない安全で快適な街にするために、自転車の利用者の方一人ひとりが、自転車の放置が周囲の迷惑となることを自覚し、決められた場所に置くように心がけてください。

自転車の利用者は、みんなが止めているからと、道路などに駐輪せず、「駐輪場」と指定された場所に止めるようにしましょう。

\*高松市では、道路上などに自転車を放置していると撤去することがあります。また、それらの自転車をなくすために、「放置自転車等禁止区域」を定め、標識を設置しています。

(注)(禁止区域内に2時間以上放置している自転車などは、撤去します。また、禁止区域以外の場所であっても継続して放置している自転車などは撤去します。撤去された自転車などの返還を受けるには移送保管料が必要です。)



|       |   |
|-------|---|
| 名 称   | 丸亀町商店街における歩行者用道路規制(自転車乗入禁止)<br>社会実験 → 実施  |
| 実験等期間 | 実験期間 平成24年4月16日 ~ 平成24年6月15日<br>実施期間 平成24年7月16日 ~ 平成25年7月15日<br>(実施期間終了後, 当該交通規制のあり方について再検討の予定) |
| 事業主体  | 高松丸亀町商店街振興組合<br>自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会<br>※実施は, 香川県公安委員会規制による                        |

実験前



実施後



○高松市自転車等の適正な利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民生活における自転車および原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の安全で、かつ、秩序ある利用について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保持および向上を図り、快適で安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、緑地帯、公園、駅その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 放置 公共の場所等において、自転車等の利用者が当該自転車等から離れて、交通に著しい支障を生じさせ、直ちに移動させることができない状態をいう。
- (5) 自転車等駐車場 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する自転車等駐車場をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の安全な利用の促進に必要な施策を実施しなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車等の利用について、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車等の安全な利用に努めること。
- (2) 公共の場所等において、自転車等をみだりに放置して良好な都市環境を悪化させないこと。
- (3) 自転車等の盗難防止のために施錠する等必要な措置を講ずること。
- (4) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(自転車等の小売を業とする者の責務)

第5条 自転車等の小売を業とする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車の防犯登録を勧奨すること。
- (2) 自転車等の取扱方法、定期的な点検の必要性等自転車等の安全利用のための情報を提供すること。
- (3) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、本市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(総合計画)

第6条の2 市長は、自転車等の駐車需要の著しい地域または自転車等の駐車需要が著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条第1項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合計画の対象とする区域

(2) 総合計画の目標および期間

(3) 自転車等駐車場の整備の目標量および主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

(4) 法第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置

(5) 放置自転車等の整理、移送等および移送した自転車等の保管、処分等の実施方針

(6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

(7) 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、総合計画を定めるときは、あらかじめ、第15条に規定する高松市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(自転車等駐車場の整備区域等)

第7条 法第5条第4項の規定により条例で定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域および近隣商業地域とする。

(特定施設の新築または増築の場合の自転車等駐車場の設置)

第8条 前条に規定する区域内において、別表の(ア)欄に掲げる用途に供する施設（以下「特定施設」という。）であつて同表の(イ)欄に掲げる規模であるものを新築し、または増築しようとする者は、当該特定施設もしくはその敷地内またはその敷地内からおおむね50メートル以内の場所に、同表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した台数以上の規模である自転車等駐車場を設置しなければならない。

(複合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第9条 別表の(ア)欄の2以上の用途に供する特定施設(以下「複合用途施設」という。)の新築または増築については、当該用途ごとに同表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上となる場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第9条の2 特定施設(共同住宅または長屋の用途に供するものを除く。)の新築または増築に係る部分の延べ面積(以下この項において「新築等の面積」という。)が5,000平方メートルを超える場合における自転車等駐車場の規模については、第8条の規定にかかわらず、当該新築等の面積が5,000平方メートルまでの部分について別表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に、当該新築等の面積が5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 複合用途施設の新築または増築に係る部分の延べ面積(共同住宅または長屋の用途に供する部分に係るものを除く。以下この項において「新築等の面積」という。)が5,000平方メートルを超える場合における自転車等駐車場の規模については、前条の規定にかかわらず、当該新築等の面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の面積が5,000平方メートルに占める割合と当該新築等の面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、5,000平方メートルに当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに別表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模の合計に、当該新築等の面積から5,000平方メートルを減じて得た面積に当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とする。

(放置自転車等の整理区域および禁止区域)

第10条 市長は、関係機関との協議により、公共の場所等における放置自転車等の整理区域および禁止区域を定めることができる。

2 関係機関は、公共の場所等において、自転車等が放置されないよう相互に協力しなければならない。

(放置自転車等の移送、保管の措置)

第11条 市長は、前条第1項に規定する整理区域内において、相当な期間放置自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

2 市長は、前条第1項に規定する禁止区域内において、相当な時間放置自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

3 市長は、整理区域および禁止区域以外の公共の場所等において、自転車等が相当な期間にわたって放置され、市民の生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等を移送し、保管することができる。

4 市長は、前3項の規定により放置自転車等を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(保管した自転車等の措置)

第12条 市長は、前条第1項から第3項までの規定により移送し、保管した自転車等については、規則で定める事項について告示しなければならない。

2 市長は、保管した自転車等のうち所有者の確認ができる自転車等については、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をした後においても、なお利用者等による引取りがない自転車等については、一定期間経過後処分することができる。

4 市長は、前項の規定により当該自転車等を処分する場合は、その旨を告示しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、第8条から第9条の2までに規定する自転車等駐車場の設置に必要な限度において、施設もしくは自転車等駐車場の所有者もしくは管理者から報告を求め、または職員をして施設もしくは自転車等駐車場に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第8条から第9条の2までの規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(協議会の設置)

第15条 法第8条の規定に基づき、高松市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 改正後の第8条から第9条の2までおよび別表の規定は、平成24年7月1日以後に特定施設（改正後の第8条に規定する特定施設をいう。以下同じ。）の新築または増築に着手する者について適用し、同日前に特定施設の新築または増築に着手した者については、なお従前の例による。

別表（第8条—第9条の2関係）

| (ア)   | (イ)               | (ウ)                |
|---|-------------------|--------------------|
| 用途  | 新築または増築の規模        | 自転車等の収容台数の割合       |
| 舞踏場、遊技場または展示場   | 延べ面積300平方メートル以上   | 延べ面積15平方メートルにつき1台  |
| 百貨店、マーケット、飲食店、<br>小売店舗、観覧場、劇場、映画館、演芸場、集会場、病院、<br>診療所または各種学校 | 延べ面積400平方メートル以上   | 延べ面積20平方メートルにつき1台  |
| 銀行その他の金融機関、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、<br>スポーツの練習場または体育館  | 延べ面積500平方メートル以上   | 延べ面積25平方メートルにつき1台  |
| 事務所   | 延べ面積2,000平方メートル以上 | 延べ面積100平方メートルにつき1台 |
| 共同住宅または長屋   | 20戸以上             | 1戸につき1台            |

備考 (ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等の収容台数に1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。



○高松市自転車等の適正な利用に関する条例施行規則

高松市自転車の適正な利用に関する条例施行規則（昭和57年高松市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市自転車等の適正な利用に関する条例（昭和57年高松市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（自転車等駐車場の表示）

第3条 条例第8条から第9条の2までの規定により設置した自転車等駐車場については、条例の規定に基づく自転車等駐車場である旨を表示しなければならない。

第4条 削除

（放置自転車等の整理区域および禁止区域）

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により放置自転車等の整理区域および禁止区域を定めたときは、直ちに告示しなければならない。

（放置期間等）

第6条 条例第11条第1項に規定する「相当な期間」とは、2日以上をいう。

2 条例第11条第2項に規定する「相当な時間」とは、2時間以上をいう。

3 条例第11条第3項に規定する「相当な期間」とは、7日以上をいう。

（費用の額）

第7条 条例第11条第4項に規定する費用の額は、自転車1台につき1,500円、原動機付自転車1台につき2,500円とする。

（告示）

第8条 条例第12条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）移送理由
- （2）移送年月日
- （3）放置場所
- （4）移送自転車等の台数
- （5）保管および返還を行う場所
- （6）保管期間
- （7）その他市長が必要と認める事項

(措置命令)

第9条 条例第14条の規定による自転車等駐車場の設置,原状回復その他当該違反を是正するための措置命令は,措置命令書(別記様式)により行うものとする。

(協議会の委員)

第10条 条例第15条に規定する高松市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は,次に掲げる者のうちから,市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 鉄道事業者の社員
- (4) 香川県警察本部の職員
- (5) 道路を管理する行政機関の職員

2 前項第3号から第5号までに掲げる者から委嘱された委員がその身分を失ったときは,委員を辞したものとする。

(協議会の組織)

第11条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き,委員の互選により定める。

- 2 会長は,会務を総理し,協議会を代表する。
- 3 副会長は,会長を補佐し,会長に事故があるとき,または会長が欠けたときは,その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は,会長が招集し,会長は,会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は,委員の半数以上が出席しなければ,開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は,出席委員の過半数で決し,可否同数のときは,議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において,議長は,委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会長は,必要があると認めるときは,関係者の出席を求め,その意見を聴くことができる。

(協議会の幹事会)

第13条 会長は,協議会の事務を補佐させるため,協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織および運営については,会長が定める。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は,都市整備局まちなか再生課において行う。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか,必要な事項は,市長が定める。